

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

(目的)

社会福祉法人土佐厚生会（以下「本会」という。）は、障害者及び高齢者（以下「利用者」という。）の擁護者に対する支援等に関する法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視する。利用者への虐待の防止については、早期発見・早期対応に努めると共に、拘束しない支援を目指し、日常生活のケアの充実を図る。

第1章 虐待防止

(虐待の種類)

第1条 利用者への虐待に該当する次の行為の発生を防止する。

(1) 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為など

(2) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要など

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えることなど

(4) 介護・世話の放棄・放置

栄養不良のまま放置する、治療が必要な状況にも関わらず受診させないなど

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限するなど

(市町村との連携及び通報)

第2条 施設内で発生した虐待等の報告等の方策は、次によるものとする。

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、加害者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先する。

(発生時の対応)

第3条 虐待事案（疑いを含む）等の発生時の対応は、次によるものとする。

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、虐待防止・身体拘束等適正化委員会運営要綱に定める委員会「以下（委員会という。）に報告する。

(2) 委員会は、報告及び相談があった場合は、報告等を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、加害者に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事実を確認する。

(3) 事実確認を行った内容を踏まえ、委員会において当該事案を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知徹底する。

(4) 事実確認の結果、虐待等が事実であることが確認された場合には、加害者に対応の改善を求め、就

業規則に則り必要な措置を講じる。

第2章 身体拘束等

(身体拘束等に該当する具体的な行為)

第4条 利用者への身体拘束に該当する具体的な行為は次の例によるものとする。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- (11) 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。
- (12) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の視点)

第5条 利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、1号から3号の3要件すべてに当てはまる場合とする。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第6条 身体拘束等を行う場合の手続きは、次によるものとする。

(1) 施設の組織的決定と個別支援計画への記載

① 身体拘束を行う場合は、委員会が慎重に検討・決定し、記録する。

② 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急止むを得ない理由などその他必要な事項を記載する。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得て、同意書を取得するものとする。

(3) 職員への周知徹底と必要な事項の記録

当該身体拘束事案を職員へ周知徹底し、必要な事項について日々記録する。

(4) 要件に該当しなくなった場合（速やかな身体拘束の解除）

状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(緊急止むを得ず身体拘束等を行う場合の方法)

第7条 身体拘束を行う場合は、次の方法とする。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法とする。
- (2) 利用者の見守りを強化し、利用者の身体、生命の危険がないように行う。
- (3) 身体拘束が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

(身体拘束等の適正化の推進の取組)

第8条 身体拘束等の適正化の推進のために必要な取り組みは、次によるものとする。

- (1) 施設内の日常ケアを見直し、利用者が尊重されたケアが行われているか検討する。
- (2) 身体拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する。
- (3) 適宜代替策の検討を行い、利用者のサービス向上に努める。
- (4) 利用者の人権を尊重し、拘束を行わなくても、利用者の安全を守れるように取り組む。
- (5) 身体拘束の状況を家族等に適宜報告するとともに、解除の場合も速やかに報告する。

第3章 体制の整備

(委員会)

第9条 委員会の組織に関する事項は虐待防止・身体拘束等適正化委員会運営要綱に定める。

(職員研修)

第10条 虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針は、次によるものとする。

- (1) 職員研修の内容は、虐待防止・身体拘束等の適正化に関する適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止・身体拘束等の適正化に資するものとし、法令に定める通り行う。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化の研修は、年1回以上及び新規採用時に実施する。
- (3) 研修の実施内容については、実施概要及び研修資料並びに出席者等を記録し、保存する。
- (4) 高知県等により提供される虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

(指針の閲覧)

第11条 利用者等から、本指針の閲覧の申し出があったときは、速やかに開示するとともに、本会ホームページ等に掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年12月1日 一部改正